

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案（閣法第一八号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在クック日本国大使館及び在南スーダン日本国大使館を新設するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 二、在ポルトランド日本国総領事館及び在ハンブルク日本国総領事館を廃止する。
- 三、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 四、在外公館に勤務する外務公務員の住居手当の支給方法を改定する。
- 五、在外公館に勤務する外務公務員の研修員手当の号を追加する。

なお、衆議院において、施行期日を平成二十四年四月一日から公布の日に変更するとともに、在勤基本手当及び研修員手当に関する規定は平成二十四年四月一日から適用するものとする修正が行われた。